

令和7・8年度

競争入札参加資格審査申請の手引き

－ 物品の売買 ・ 物品の賃貸借 ・ 製造の請負 ・ 役務の提供 －



令和6年12月

遠軽地区広域組合

目次

はじめに.....	1
第1 資格審査申請に当たっての留意事項.....	2
1 受付期間.....	2
2 提出方法.....	2
3 持参提出.....	2
4 資格の有効期間.....	2
5 審査基準日.....	3
6 共通資格要件.....	3
7 資格審査の結果.....	3
8 資格の消滅.....	4
第2 提出書類について.....	5
第3 記載要領及び書類説明.....	6
1 競争入札参加資格審査申請書（物品役務）【組合様式】.....	6
2 競争入札参加資格審査申請書（物品役務）付票【組合様式】.....	6
3 年間委任状【組合様式】.....	7
4 申請資格確認票（物品）【組合様式】.....	8
5 申請資格確認票（役務）【組合様式】.....	8
6 営業経歴書【組合様式】.....	9
7 技術者名簿【組合様式】.....	9
8 法定保険加入状況一覧【組合様式】.....	9
9 登記事項証明書（写し可）.....	9
10 印鑑証明書（写し可）.....	9
11 身分証明書（写し可）.....	10
12 営業証明書（写し可）.....	10
13 納税証明書（写し可）.....	10
14 返信用封筒（110円切手貼付）.....	10
第4 申請内容の変更について.....	11
第5 その他.....	12
1 業種別分類表.....	12
2 記載見本.....	14

はじめに

この申請手続は、令和7年度及び令和8年度に遠軽地区広域組合が実施する物品の売買、物品の賃貸借、製造の請負及び役務の提供に係る競争入札に参加を希望する方について、**あらかじめ資格の有無を審査する**ものです。資格審査の結果、資格者になりますと、期間中の競争入札参加資格者名簿に登録されます。

申請書を記入する際は、この手引きをよくお読みになり、誤りのないように記載のうえ、申請書を提出してください。収集した個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、適正に取扱います。

なお、資格を有することにより、自動的に、又は直ちに発注があるということではありませんので、ご留意願います。

当組合で申請できる資格は次のものです。

- 1 **物品役務…物品の売買契約、物品の賃貸借契約、製造の請負契約、役務提供に係る契約**
- 2 **設計委託…建築物等の設計、測量、地質調査、技術資料作成**

なお、この手引きは「1 物品役務」についてのものであり、「2 設計委託」については、別の手引きを参照してください。

※ **建設工事の請負契約**については、遠軽地区広域組合の構成町（遠軽町・湧別町・佐呂間町）の競争入札参加資格者名簿に登録されている方を当組合の資格者としますので、申請は不要です。

第1 資格審査申請に当たっての留意事項

1 受付期間

次の期間において受付します。

定期申請 令和7年1月14日から令和7年2月7日まで

随時申請 令和7年4月1日から令和8年12月30日まで

※ 上記期間以外での受付は行いません。また申請書記載内容の誤り、添付書類の不足・誤り等があった場合に、書類の内容についての説明や再提出を求めることがあります。

2 提出方法

原則として郵送による提出とします。郵便物の到着に関するトラブル防止のため、郵便追跡が可能な「**一般書留**」、「**簡易書留**」、「**レターパック**」等で提出してください。（一般郵便での郵送や宅配便での送付により未着となった場合、遠軽地区広域組合では責任を負いません。）。

また、郵送用封筒に「**競争入札参加資格審査申請**」と朱書きして郵送してください。

※ 定期申請については、**受付期間（2月7日必着）を過ぎて申請書が届いた場合は、4月1日からの随時申請受付分として処理しますので、早期の申請にご協力をお願いいたします。**

※ 書類の不備が多い場合には、受付できない場合がありますので、ご理解願います。

送付先 〒099-0492 北海道紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1
遠軽地区広域組合事務局 総務課財務係 宛

3 持参提出

構成町内（遠軽町・湧別町・佐呂間町）に本店又は支店がある申請者に限り、持参による提出を可能とします。

受付時間： 9：00～11：00、13：00～16：00

（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

受付場所： 北海道紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1 遠軽地区広域組合

※ 定期申請においては、例年受付期間の終盤に申請が集中しますので、早期の申請にご協力をお願いいたします。

4 資格の有効期間

定期申請 令和7年4月1日から令和9年3月31日

随時申請 競争入札参加資格者名簿に登録された日から令和9年3月31日

5 審査基準日

- 定期申請 令和7年1月1日
- 随時申請 申請しようとする月の初日

6 共通資格要件

申請者は、次に掲げるすべて要件を満たしているものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項各号（次に掲げる事項）に該当しない者であること。
 - ア 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人（ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 指定暴力団員又その関係者
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 遠軽地区広域組合の契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成25年遠軽地区広域組合告示第7号）第3条の規定により競争入札への参加を除外されている者でないこと。
- (4) 暴力団員又は暴力団関係事業者でないこと。
 - ア 暴力団員 ～ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。
 - イ 暴力団関係事業者 ～ 暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいいます。
- (5) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 構成町（遠軽町・湧別町・佐呂間町）の町税
 - イ 消費税及び地方消費税
- (6) 審査基準日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- (7) 個人にあつては、従業員（代表者を含む。）の数が3人以上であること。ただし、町内に本店を有する場合は、この限りではありません

7 資格審査の結果

- (1) 資格審査の結果、資格を有するものと認定した申請者については、「競争入札参加資格者名簿」に登録いたします。
- (2) 資格要件を満たさない等の疑義が生じた場合は、申請者にその旨を連絡いたします。なお、連絡がない場合には、競争入札参加資格者名簿に登録されているものをご理解願います。

8 資格の消滅

資格者が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該資格は消滅します。

- (1) 政令第167条の4第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、競争入札への参加を排除されたとき。
- (3) 営業に関し許可等を必要とする場合において、当該許可等の取消しがあったとき。
- (4) 政令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、管理者が定める資格要件を欠くこととなったとき。

第2 提出書類について

申請にあたっては、次表に掲げる書類を並び順に整理して提出してください。

なお、内容を確認するために、他の書類の提出をお願いする場合があります。

◎：必ず提出する書類 ○：該当する場合提出する書類

並 順	提出書類	法人		個人		組合		摘要
		物品	役務	物品	役務	物品	役務	
1	競争入札参加資格審査申請書（物品役務）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	【組合様式】
2	競争入札参加資格審査申請書（物品役務）付票	◎	◎	◎	◎	◎	◎	【組合様式】
3	年間委任状	○	○	○	○	○	○	【組合様式】 年間委任する場合
4	申請資格確認票（物品）	◎	—	◎	—	◎	—	【組合様式】 物品等の資格の審査申請の場合 営業許可・資格者等の許可書・免許・登録等の写しを添付
5	申請資格確認票（役務）	—	◎	—	◎	—	◎	【組合様式】 役務の資格の審査申請の場合 営業許可・資格者等の許可書・免許・登録等の写しを添付
6	営業経歴書	—	◎	—	◎	—	◎	【組合様式】 役務の提供に係る資格の審査申請の場合
7	技術者名簿	—	◎	—	◎	—	◎	【組合様式】 役務の提供に係る資格の審査申請の場合
8	法定保険加入状況一覧	◎	◎	◎	◎	◎	◎	【組合様式】 加入該当事業所でない場合も必要 加入状況が確認できる書類の写しを添付
9	登記事項証明書（写し可）	◎	◎	—	—	◎	◎	申請書提出日前3か月以内に法務局から発行された履歴事項全部証明書
10	印鑑証明書（写し可）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	申請書提出日前3か月以内に法務局又は市区町村長から発行されたもの
11	身分証明書（写し可）	—	—	◎	◎	—	—	申請書提出日前3か月以内に市区町村長から発行された代表者のもの
12	営業証明書（写し可）	—	—	◎	◎	—	—	申請書提出日前3か月以内に市区町村長から発行されたもの
13	納税証明書（写し可）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	申請書提出日前3か月以内に発行されたもの ①国税（消費税及び地方消費税） ②市町村税（法人税、市町村民税）
14	競争入札参加資格審査申請（物品役務）提出書類確認票	◎	◎	◎	◎	◎	◎	【組合様式】

お願い

- ・書類はホチキス止めをしないで提出してください。紙ファイル等に綴じ込む必要はありませんので、ダブルクリップ等でまとめて提出をお願いします。
- ・提出前に、各書類に申請年月日を記入しているか確認してください。

第3 記載要領及び書類説明

1 競争入札参加資格審査申請書（物品役務）【組合様式】

契約の際は、この欄に記載された情報を用いることから、省略することなく正式な内容を記入してください。（地番「-（ハイフン）」を用いて省略することが多く見受けられます）

- (1) 年月日…申請書を提出する年月日を記入してください。
- (2) 所在地…法人は本店の、個人はその本拠となっている所在地を記入してください。
- (3) 商号又は名称…法人は登記されている商号を、個人は登録している名称を記入してください。
- (4) 代表者…法人は代表者の役職名と氏名を、個人は戸籍上の氏名を記入してください。
- (5) 電話番号…代表する電話番号を記入してください。

2 競争入札参加資格審査申請書（物品役務）付票【組合様式】

- (1) 申請書付票の申請者・受任者・連絡先の記載方法

01 申請者

ア 本店の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名、郵便番号、電話番号及びFAX番号を記入してください。

イ フリガナはカタカナで記入してください。

ウ 契約の際は、この欄に記載された所在地を用いることから、**地番は「-（ハイフン）」で省略せずに記入し、ビル名は記入しないでください。**

エ 「代表者使用印」欄に、入札・見積、契約の締結、代金の請求・受領等で使用する印を押印してください。（受任者に委任する場合も、この欄には代表者の使用印を押印します。）

■使用印について■

〔例〕「株式会社遠軽 代表取締役 甲野 太郎」の場合

×認められません。 → 例

○認められます。 → 例1 例2 例3

オ 「実印」欄に実印を押印してください。

カ 使用印と実印が両方とも同じ場合は、両方の欄にその印を押印してください。

02 受任者

ア 「受任者」とは、常時、遠軽地区広域組合と契約を締結する権限を有する支店又は営業所等の長をいいます。

- イ 「契約を締結する権限を有する支店又は営業所等の長」とは、入札・見積、契約の締結、代金の請求・受領等の権限について、本店の代表者から年間を通して委任されている支店又は営業所等の長のことです。
- ウ 上記ア及びイに該当する受任者に権限を委任する場合は、1か所について記入してください。この場合、年間委任状（組合様式）の提出も必要です。
- エ 契約の際は、この欄に記載された所在地を用いることから、**地番は「-（ハイフン）」で省略せずに記入し、ビル名は記入しないでください。**
- オ 「使用印」欄に、入札・見積、契約の締結、代金の請求・受領等で使用する印（受任者の使用印）を押印してください。

03 連絡先

遠軽地区広域組合との業務連絡を担当する事務所について記入してください。遠軽地区広域組からのすべての連絡はこの連絡先にいたしますので、この欄にはビル名まで記入してください。なお、連絡先欄に記入がない場合は、01申請者又は02受任者を連絡先とします。

04 会社概要

- ア 法人設立登記……法人は法人設立登記年月日を、個人は開業した年月日を記入してください。
- イ 営業年数……審査基準日現在の営業年数を記入してください。1年未満の端数がある場合は切り捨てます。
- ウ 払込資本金……審査基準日現在の払込済みの資本金の額（千円単位）を記入してください。個人は不要です。
- エ 消費税……消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき、「課税業者」又は「免税業者」のいずれかを○で囲んでください。
- オ 従業員数……審査基準日現在のすべての従業員（代表者、役員等を含む。）数を記入してください。
- カ 直前決算日……直前の決算日を記入してください。ただし、申請に添付する決算書等が間に合わない場合は、申請時点で整理されている決算書等の決算日を記入してください。

3 年間委任状【組合様式】

- (1) 「付票」02のとおり、受任者に権限を委任する場合は提出してください。
- (2) 本様式によらない様式でも構いません。

4 申請資格確認票（物品）【組合様式】

物品の売買契約、物品の賃貸借契約、製造の請負契約の資格審査を申請する場合は、提出してください。

- (1) 資格の種類はすべて「物品」になります。物品のうち、申請者が取扱いを希望する営業品目を別表の「業種別分類表 I 物品の売買契約等」（12ページ）を参照し、当該コード及び営業品目（小分類名）を記入してください。具体的取扱品目は、申請者が取扱いを希望する品目を具体的に記入してください。
- (2) 登記証明書の目的欄の番号は、当該営業品目が登記簿上どの項目に該当するか、登記事項証明書の目的欄に記載されている事項の該当番号を記入してください（申請者が個人の場合は、記入不要です。）。
- (3) 営業品目によっては、法令等の規定により許可等が必要なもの、又は有資格者の配置等が必要なものがあります。「営業に必要な許可等」欄に記載のある許可等がある場合は、○印を記入してください。記載に無い許可等は空欄に許可名目を記入してください。
なお、当該許可等や有資格者の許可書・免許等の写し（有資格者の免許等の写しについては、同一資格につき1人分）を添付してください。

5 申請資格確認票（役務）【組合様式】

役務の提供に係る契約の資格審査を申請する場合は、提出してください。

- (1) 別表の「業種別分類表 II 役務の提供に係る契約」（13ページ）を参照し、資格の種類及び営業品目を記入してください。
具体的業務内容は、申請者が取扱う業務内容を具体的に記入してください。営業年数は、審査を申請する資格（業務）の営業年数を記入してください。審査基準日において、1年未満の端数がある場合は切り捨てます。
- (2) 登記証明書の目的欄の番号は、当該営業品目が登記簿上どの項目に該当するか、登記事項証明書の目的欄に記載されている事項の該当番号を記入してください（申請者が個人の場合は、記入不要です。）。
- (3) 営業品目によっては、法令等の規定により許可等が必要なもの、又は有資格者の配置等が必要なものがあります。「営業に必要な許可等」欄に記載のある許可等がある場合は、○印を記入してください。記載に無い許可等は空欄に許可名目を記入してください。
なお、当該許可等や有資格者の許可書・免許等の写し（有資格者の免許等の写しについては、同一資格につき1人分）を添付してください。

6 営業経歴書【組合様式】

役務の提供に係る資格審査を申請する場合は、提出してください。

なお、役務の提供に係る審査申請には、審査基準日の直前1年間に当該営業品目に係る履行実績を有している必要がありますので、履行実績が確認できる書類（契約書等）の写しを添付してください。ただし、審査基準日の直前1年間に遠軽地区広域組合と当該営業品目に係る履行実績がある場合には、提示等を省略できるものとします。

※ 資格の種類が「物品」の審査申請の場合は、提出不要です。

※ 審査基準日の直前1年間とは、定期申請の場合は、「令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間」をいいます。また、随時申請にあつては、「申請しようとする月の前月末日から遡って1年間」をいいます。

7 技術者名簿【組合様式】

役務の提供に係る資格審査を申請する場合、申請する営業品目に関する有資格者（法令等の規定による者のみ）について、審査基準日現在で提出してください。免許等に係る欄（名称及び取得年）については、申請する営業品目に関する免許等のみを記入してください。

※ 資格の種類が「物品」の審査申請の場合及び「役務」の審査申請で法令等の規定による有資格者を必要としない営業品目のみの場合は提出不要です。

8 法定保険加入状況一覧【組合様式】

すべての申請者において提出が必要です。また、加入該当事業者で各保険に加入している事業者は、加入状況が確認できる書類の写しを添付してください。

9 登記事項証明書（写し可）

申請者が法人の場合に提出してください。

申請書提出日前3か月以内に法務局が発行した「履歴事項全部証明書」を提出してください。

なお、現在事項全部証明書の提出でも可としますが、必要に応じて後日、履歴事項全部証明書の提出を求められることがありますのでご了承ください。

10 印鑑証明書（写し可）

申請書提出日前3か月以内に、申請者が法人の場合は法務局が発行したものを、個人の場合は市区町村長が発行したものを提出してください。

1 1 身分証明書（写し可）

申請者が個人の場合に、代表者について提出してください。

申請書提出日前3か月以内に、市区町村（代表者の本籍地）長が発行したものを提出してください。

1 2 営業証明書（写し可）

申請者が個人の場合に提出してください。

申請書提出日前3か月以内に、市区町村長が発行したものを提出してください。

1 3 納税証明書（写し可）

申請書提出日前3か月以内に発行したものを提出してください。

(1) 国税（消費税及び地方消費税）

※ 納税証明書交付請求書中の証明書の種類は「その3」（「その3の2」（個人用）「その3の3」（法人用）でも可）です。

(2) 市町村税（法人税、市町村民税）

1 4 返信用封筒（110円切手貼付）

受付票の返送に使用します。なお、受付票が不要の場合は返信用封筒はいりません。

第4 申請内容の変更について

資格の有効期間内に、申請内容に変更があったときは、競争入札参加資格審査申請書変更届【組合様式】にその事実を証する書類を添付して、届けなければなりません。

- 1 商号又は名称に変更があったとき。
- 2 組織に変更があったとき。(共同組合にあつては構成員に変更があったとき)
- 3 代表者に変更があったとき。
- 4 所在地に変更があったとき。
- 5 電話番号に変更があったとき。
- 6 使用印鑑に変更があったとき。
- 7 営業許可等に関する事項(単純更新を含む)に変更があったとき。
- 8 有資格者に関する事項に変更があったとき。
- 9 その他、申請内容に変更があったとき。

第5 その他

1 業種別分類表

I 物品の売買契約等		
大分類	小分類	主な品目等（営業に必要な許可等）
1 消防用等 装備品	01 消防用資器材	可搬式動力ポンプ、消防用ホース、空気呼吸器、梯子、救助用ロープ、油圧式救助器材等消防用の各種資器材等
	02 消防用被服類	消防吏員用制服、消防団員用制服、制帽、活動服、防火衣、救急服、消防用特殊ゴム長靴、安全靴、作業用手袋等
	03 救急用資器材	（高度管理医療機器等販売業許可、管理医療機器販売業届）
	04 救急用医療用品類	（高度管理医療機器等販売業許可、管理医療機器販売業届、医療用具販売業届）
	05 救急用医薬品	（医薬品販売業許可証、毒物劇物販売業登録票）
	06 防災用品	防災用品、防災資機材等
	07 その他	
2 産業用 機械・ 電気器 具類	21 産業用機械器具類	各種ポンプ、ボイラー、エンジン、工具、し尿処理機械・部品、発電機器、除雪機、洗浄機器、測定器具等
	22 家庭用電気器具	一般家電、映像・音響機器、空調暖房関係、照明器具、カメラ等
	23 通信用機械器具	通信機器、放送設備等
	24 工業薬品	次亜塩素酸ナトリウム、消石灰、活性炭、処理剤等（毒物劇物販売業登録票）
	25 機械修繕	
	26 その他産業用機械器具類	
3 事務用 機器類	31 事務用機器・用品	事務機器、OA機器（パソコン等）、複写機、トナーカートリッジ、シュレッダー、ソフトウェア、印刷機等
	32 家具・調度品類	木製什器・鋼製什器、家具、じゅうたん、カーテン等
	33 文具・用紙類	文房具、印章、紙類等
	34 製本	
4 車両・ 車両用 品類	41 自動車	自動車、各種消防自動車、高規格救急自動車、救急自動車、バス、特殊自動車（フォークリフト等）等
	42 自転車・その他車類	
	43 車両用品	部品、バッテリー、タイヤ、自動車用品等
	44 車両修繕	（指定自動車整備事業指定、優良自動車整備事業者認定、自動車分解整備事業認証）
5 油脂・ 燃料類 等	51 車両燃料	ガソリン、軽油等（揮発油販売業者登録（石油販売業開始届））
	52 暖房燃料	灯油、重油、LPガス等（石油販売業開始届、液化石油ガス販売事業登録）
	53 電力	（小売電気事業を営もうとする者の登録）
	54 油脂類	
6 物品の 賃貸借	61 事務用機器・通信機器類	コンピューターおよび周辺機器、複写機、印刷機、ファクシミリ、通信機器、携帯電話、無線装置等、システム一式、ソフトウェア等
	62 機械器具類	発電機、ポンプ、除雪機等
	63 その他	自動車、電気設備等（運輸局許可（自動車有償貸渡し））
7 その他	71 その他	不要物品買受け（鉄、紙、廃油、焼却灰、機械、自動車等） 上記のいずれにも属さないもの

II 役務の提供に係る契約

資格の種類	営業品目		品目例	営業許可等・資格等
建築物清掃業務	5001	建築物清掃	庁舎・施設清掃	建築物清掃業登録 又は 建築物環境衛生総合管理業登録
その他業務	5011	施設維持管理	施設の維持管理、施設及び施設周辺の環境衛生管理等	
	5012	消防設備点検	消防設備の点検	消防設備士 又は 消防設備点検資格者（再講習受講期限の延長承認を受けている場合も含みます。その場合は、再講習受講期限延長承認書の写しも添付してください。）
	5013	電気保安管理	電気工作物の保安点検	電気主任技術者
	5014	機器保守点検	OA機器保守点検、情報通信機器保守点検等	
	5015	システム開発保守	ソフトウェア（データベース等）の開発・保守等	
	5016	除排雪	除雪、排雪等	
	5017	廃棄物処理	一般廃棄物・産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の収集・運搬・処分等	一般廃棄物処理業許可証、産業廃棄物収集運搬業許可証、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証、産業廃棄物処分業許可証、特別管理産業廃棄物処分業許可証
	5018	検査分析	水質分析検査、環境調査、土壌汚染分析等 ※建設工事に関連する環境調査等は、設計等の委託の技術資料作成での申請となります。	
	5019	調査研究計画	各種リサーチ業務、コンサルティング、計画作成支援等	
	5020	人材教育派遣	職員研修の開催、人材派遣、健康診断等	
	5021	車両整備	車両の点検修理	指定自動車整備事業指定、優良自動車整備事業者認定、自動車分解整備事業認証
	5101	その他	草刈、施設設備保守点検等	

2 記載見本

記入例

※ 受付番号	物品	—	
	役務	—	

<input type="radio"/>	物品
<input type="radio"/>	役務の提供

競争入札参加資格審査申請書（物品役務）

令和 7 年 1 月 18 日

遠軽地区広域組合管理者 様

所在地 北海道紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1

商号又は名称 株式会社 遠軽広域商事

代表者職氏名 代表取締役 遠 軽 太 郎

電話番号 0158 - 42 - 7600

令和7年度及び令和8年度において、遠軽地区広域組合の物品の売買、物品の賃貸借、製造の請負及び役務の提供に係る競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記入例

競争入札参加資格審査申請書（物品役務）付票

1 申請者

本店の情報を記入してください。

(フリガナ)	ホッカイトウ モンハツクン エンカールチョウ ジョウトオリキタ チョウメ ハンチ				
所在地	北海道紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1				
(フリガナ)	カフシキカイシャ	エンカールコウイキショウシ	代表者使用印		実印
商号又は名称	株式会社 遠軽広域商事				
(フリガナ)	ダヒョウトリシマキク	エンカール クロウ			
代表者の職氏名	代表取締役 遠軽 太郎				
郵便番号	099-0492	電話番号	0158-42-7600	FAX番号	0158-42-2184

※ 代表者使用印・実印欄は、代表者が使用する使用印と実印が同じ印鑑の場合、両方の欄にその印を押印してください。また、受任者に権限を委任する場合でも、代表者使用印欄には代表者の使用印を押印してください。

2 受任者

本店の代表者が、支店等の長に年間を通じて、入札・見積、契約の締結、代金の請求・受領等の権限の委任をする場合は、その支店等の情報を記入してください。なお、別に年間委任状の提出が必要です。

(フリガナ)	ホッカイトウ モンハツクン エンカールチョウ シラタキ ハンチ				
支店等の所在地	北海道紋別郡遠軽町白滝1363番地50				
(フリガナ)	カフシキカイシャ	エンカールコウイキショウジシラタキエイキョウシヨ	受任者使用印		
支店等の名称	株式会社 遠軽広域商事白滝営業所				
(フリガナ)	エイキョウシヨウショウ	マルセ シロウ			
受任者の職氏名	営業所長 丸瀬 史郎				
郵便番号	099-0111	電話番号	0158-48-2121	FAX番号	0158-48-2021

※ 受任者使用印欄には、権限を委任された受任者が入札・契約等で使用する印を押印してください。

3 連絡先

遠軽町との業務連絡を担当する支店等の情報を記入してください。

(フリガナ)					
所在地					
(フリガナ)					
支店等の名称					
郵便番号		電話番号		FAX番号	

4 会社概要

法人設立登記(個人の場合は開業)	営業年数	払込資本金(個人の場合は不要)	消費税
昭(平)令 4年4月1日	32年	129,100 千円	課税業者・免税業者
従業員数(代表者を含む)	直前決算日		
126人	平(令)5年12月31日		

記入例

申請資格確認票（物品）

商号又は名称 株式会社 遠軽広域商事

物品の売買契約等に係る資格審査を申請する場合は、手引きP12（業種別分類表 I 物品の売買契約等）を参照し、それぞれの欄に記入してください。なお、申請する営業品目について、法令等の規定による許可等や有資格者が必要なものは、免許等の写し（有資格者に関しては同一資格につき1人分）を添付してください。

資格の種類	希望順位	営業品目コード		営業品目 (小分類名)	具体的取扱品目	登記証明書 の目的欄の番号	
		大分類	小分類				
物品	1	1	01	消防用資機材	消防用ホース、空気呼吸器、油圧式救助機材	1	
	2	1	02	消防用被服類	消防吏員用制服、活動服、防火衣、救急服	2	
	3	2	23	通信用機械器具	消防無線機	3	
	4	4	41	自動車	消防自動車、救急自動車	5	
	5	6	61	事務用機器、通信機器類	コンピューターおよび周辺機器、複写機	8	
	6						
	7						
	8						
	9						
	10						
	11						
	<p>営業に必要な資格や許可証発行されているものにチェックしてください。記載に無いものは空欄に記入してください。併せて資格及び許可証等の写し(同一資格につき1人分で結構です)を添付してください。</p>						
	14						

営業に必要な許可等（該当するところに○を付けてください。）

高度管理医療機器等販売業許可		優良自動車整備事業者認定
管理医療機器販売業届	○	自動車分解整備事業認証
医療用具販売業届		指定自動車整備事業指定
医薬品販売業許可証		運輸局許可（自動車有償貸渡し）
毒物劇物一般販売業登録票		
揮発油販売業者登録(石油販売業開始届)		
液化石油ガス販売事業登録		

記入例

申請資格確認票（役務）

商号又は名称 株式会社 遠軽広域商事

役務の提供に係る資格の審査を申請する場合は、手引きP13（業種別分類表 II 役務の提供に係る契約）を参照して、それぞれの欄に記入してください。

営業品目によっては、法令等の規定により許可等が必要なもの、又は有資格者の配置等が必要なものがあります。記載にある許可等がある場合は該当する欄に○印を記入してください。記載に無い許可等は空欄に許可名目を記入してください。

なお、当該許可等や有資格者の状況を確認しますので、許可書・免許等の写し（有資格者に関しては同一資格につき1人分）を添付してください。

資格の種類	営業品目		具体的業務内容	営業年数	登記証明書 の目的欄 の番号
その他業務	5013	電気保安管理	電気設備保守点検業務、機械設備保守	10	1
その他業務	5018	検査分析	水質分析検査、環境調査	10	2.4
その他業務	5101	その他	運転免許資格取得	10	3
その他業務	5017	廃棄物処理	一般廃棄物の収集・運搬・処分等	5	5

営業に必要な許可等（該当するところに○を付けてください。）

高度管理医療機器等販売業許可		優良自動車整備事業者認定
管理医療機器販売業届		自動車分解整備事業認証
医療用具販売業届		指定自動車整備事業指定
医薬品販売業許可証		運輸局許可（自動車有償貸渡し）
毒物劇物一般販売業登録票	○	指定書（中型自動車免許）
揮発油販売業者登録（石油販売業開始届）	○	一般廃棄物処理業許可証
液化石油ガス販売事業登録		

記入例

委任状

令和 7 年 1 月 18 日

遠軽地区広域組合管理者 様

(委任者)

所在地 北海道紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1

商号又は名称 株式会社 遠軽広域商事

代表者職氏名 代表取締役 遠 軽 太 郎

代表
印

私は、次の事項について、代理人を定め委任します。

記

1 委任事項

- (1) 入札・見積に関する件
- (2) 契約締結に関する件
- (3) 契約金、保証金の請求受領に関する件
- (4) 復代理人選任に関する件
- (5) その他契約処理に関する件

2 委任期間

自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 9 年 3 月 31 日

「1委任事項」に記載されている内容についての受任者情報を記入してください。
委任期間中は受任者宛に入札のご案内をいたします。

3 代理人（受任者）

支店等の所在地 北海道紋別郡遠軽町白滝1363番地50

支店等の名称 株式会社 遠軽広域商事白滝営業所

受任者職氏名 営業所長 丸 瀬 史 郎

受任者
印

記入例

営業経歴書

商号又は名称 株式会社 遠軽広域商事

役務の提供に係る契約

審査基準日の直前1年間の実績を、契約の相手方（遠軽地区広域組合、遠軽地区広域組合以外、民間企業等）で区分し、該当する実績全てを記入してください。

営業品目 コード	契約の相手方	契約の内容	契約期間	契約金額（千円）
営業品目				
1 01	遠軽地区広域組合	消防用ホース購入	R6. 5～R6.10	2,500
4 41	遠軽地区広域組合以外の官公庁	○×消防本部 水槽付消防ポンプ自動車	R6. 4～R6. 12	30,000
2 23		△◇◎市役所 防災無線機一式	R6. 5～R6.11	4,200
5015	民間企業等	■■■株式会社 人事給与システム保守業務委託	R5. 4～R6. 3	1,000

注意

・記載欄が足りない場合は、本誌を複写してください。

記入例

技術者名簿

商号又は名称 株式会社 遠軽広域商事

役務の提供に係る資格審査を申請する場合、申請する営業品目に関する有資格者（法令等の規定による者のみ）について、審査基準日現在で作成してください。免許等に係る欄（名称及び取得年）については、申請する営業品目に関する免許等のみを記入してください。法令等の規定による有資格者を必要としない営業品目のみの申請の場合は提出不要です。

氏名 (技術者)	年齢	勤務地 (本・支店名)	免許等の名称	免許等の 取得年	実務 経験 年数
湧別 五郎	56	湧別営業所	一級自動車整備士	H10.5	35
			自動車検査員	H12.8	35
湧別 六太	32	〃	二級自動車整備士	H21.7	11
計	2 人				

申請する営業品目に関する有資格者の情報を記入してください。

記入例

法定保険加入状況一覧表

商号又は名称

株式会社 遠軽広域商事

法定保険の種類		加入状況	事業所の登録番号等	未加入の場合の理由
社会 保 険	健康保険	<input checked="" type="radio"/> 加入 · 未加入	事業所整理番号 ○○ABC 事業者番号 012345	1 常時使用される者が5人未満の個人事業所 2 農林漁業など強制適用とされない個人事業 3 その他(理由:)
	厚生年金保険	<input checked="" type="radio"/> 加入 · 未加入	事業所整理番号 ○○ABC 事業者番号 012345	1 常時使用される者が5人未満の個人事業所 2 農林漁業など強制適用とされない個人事業 3 その他(理由:)
労 働 保 険	雇用保険	<input checked="" type="radio"/> 加入 · 未加入	労働保険番号 01-2-34-567890-123	1 事業主、代表者、役員のみ法人であるため 2 使用する労働者の全てが65歳に達した日以降において新たに雇 用したものであるため 3 その他(理由:)
	労働者災害保険	<input checked="" type="radio"/> 加入 · 未加入	契約者番号 098765432-109	

- 注 1 「加入状況」欄は、加入又は未加入に○を付けてください。
 2 「事業所の登録番号等」欄には、当該法定保険に係る主務官庁等から付与された番号等を記入してください。
 3 「未加入の場合の理由」欄には、未加入の理由を具体的に記入してください。また、加入該当事業所でない場合は、その旨を記入してください。
 4 「加入状況」欄中「加入」に○を付けた保険について、それぞれ加入状況が確認できる書面を提示してください。
 社会保険・・・「納入告知書」「資格取得確認書及び標準報酬月額決定通知書」「適用通知書」等のいずれか
 労働保険・・・「領収済通知書」「保険関係成立届」「概算・確定保険料申告書(控)」等のいずれか

競争入札参加資格審査記載内容変更に関する添付書類一覧表

変更事項		必要な添付書類		備考
		法人	個人	
1	商号・名称	・登記事項証明書		申請日から3か月以内のもの(写し可)
		・印鑑証明書		申請日から3か月以内のもの(写し可)
		・委任状		受任者がある場合は必要です。
2	代表者	・登記事項証明書		申請日から3か月以内のもの(写し可)
		・役員等名簿		個人の場合はあくまでその個人としての資格登録となるため、通常変更はありません。ただし、個人事業主が死亡した場合における相続人や、個人から個人へ営業譲渡する場合で譲受人が前事業主の親族である場合は資格を継承し、変更届により資格の変更ができます。
		・委任状		受任者がある場合は必要です。
3	代表者職名			職名のみが変更の場合は添付書類は不要
4	本店所在地	・登記事項証明書		申請日から3か月以内のもの(写し可)
		・委任状		受任者がある場合は必要です。
5	本店 電話・FAX			電話・FAX番号変更の場合は添付書類は不要
6	受任者	・委任状		
		・役員等名簿		役員名簿への記載は変更者のみ記載してください。
7	受任者 商号・所在地・職名	・委任状		
8	受任者 取り消し			取り消し内容を記載した書面(任意様式)
9	印鑑	・印鑑証明書 (法務局発行)	・印鑑証明書 (市町村発行)	・申請日から3か月以内のもの(写し可) ・変更前と変更後の欄にそれぞれ押印してください
10	廃業 (登録取り消し)			取り消し内容を記載した書面(任意様式)
11	個人事業主 (個人事業主が死亡した 場合のその相続人が 継承)		・個人と 相続人の関係 が分かる書類(戸籍謄本など) ・印鑑証明書(市町村発行) ・身分証明書(市町村発行) ・営業証明書 ・許可書、免許等の写し ・納税証明書	・商号、住所、電話番号等変更がある事項については漏れなく記入してください。 ・証明書等は申請日から3か月以内のもの(写し可)
12	個人事業主 (親族への営業譲渡)		・個人と 親族との関係 が分かる書類(戸籍謄本など) ・印鑑証明書(市町村発行) ・身分証明書(市町村発行) ・営業証明書 ・許可書、免許等の写し ・納税証明書	・納税証明書とは… ①国税(消費税及び地方消費税) ②市町村税(法人税、市町村民税)

MEMO

遠軽地区広域組合事務局 総務課財務係

〒099-0492 北海道紋別郡遠軽町 1 条通北 3 丁目 1 番地 1

TEL : 0158-42-7600 FAX : 0158-42-2184

メールアドレス : syoubouhonbu@engarukouiki.jp

この手引き及び遠軽地区広域組合用申請書様式は、遠軽地区広域組合のホームページからダウンロードすることができます。